

議案第73号

令和元年度

小金井市

一般会計補正予算

(第7回)

令和元年度小金井市一般会計補正予算（第7回）

令和元年度小金井市の一般会計の補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,607,730千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月22日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 諸 収 入		千円 534,458	千円 28	千円 534,486
	5 雑 入	483,864	28	483,892
歳 入 合 計		46,607,702	28	46,607,730

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		千円 3,568,767	千円 927	千円 3,569,694
	1 教 育 総 務 費	649,313	927	650,240
13 予 備 費		67,363	△899	66,464
	1 予 備 費	67,363	△899	66,464
歳 出 合 計		46,607,702	28	46,607,730

議案第73号資料1

令和元年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 7 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸 収 入		千円 534,458	千円 28	千円 534,486
	5 雑 入	483,864	28	483,892
歳 入 合 計		46,607,702	28	46,607,730

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 3,568,767	千円 927	千円 3,569,694
	1 教 育 総 務 費	649,313	927	650,240
	2 小 学 校 費	1,068,169	0	1,068,169
	3 中 学 校 費	605,704	0	605,704
13 予 備 費		67,363	△899	66,464
	1 予 備 費	67,363	△899	66,464
歳 出 合 計		46,607,702	28	46,607,730

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		28	899
			927
		18	△18
		10	△10
			△899
			△899
		28	0

2 歳 入

款 20 諸 収 入

項 5 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 弁 償 金	千円 23,402	千円 28	千円 23,430	1 弁 償 金	千円 28

説	明
4 不法行為に基づく損害賠償金	<div style="text-align: right;">千円</div> <div style="text-align: center;">(学 務 課)</div> <div style="text-align: right;">28</div>

3 歳 出

款 10 教 育 費

項 1 教 育 総 務 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事 務 局 費	434,486	927	435,413			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
927				
927	22 補償補填及び賠償金	927	5 教育委員会事務局事務に要する経費 ()	927
			(2) 学務課関係経費	927
			22 補償補填及び賠償金 ()	927
			事務管理に係る返還金 (光熱水費)	887
			事務管理に係る返還金 (電話料)	40

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	551,551	0	551,551			18

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 18		千円	千円

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	259,901	0	259,901			10

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 10		千円	千円

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 予 備 費	千円 67,363	千円 △ 899	千円 66,464	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 899		千円	千円

損害賠償金及び返還金明細

1 不法行為に基づく損害賠償金【歳入】

小学校固定電話料平成31年3月分延滞利息	38円
小中学校ガス料金平成31年4月分延滞利息	28,764円
合 計	28,802円

2 事務管理に係る返還金【歳出】

(1) 光熱水費

小学校上下水道料金平成30年9月分及び10月分（上水道料金）	591,952円
小学校上下水道料金平成30年9月分及び10月分（下水道料金）	294,192円
合 計	886,144円

(2) 電話料

小学校携帯電話料平成31年2月分及び3月分	17,640円
中学校携帯電話料平成31年2月分及び3月分	9,740円
小学校通学路監視用携帯電話料平成31年2月分及び3月分	9,620円
小学校固定電話料平成31年3月分	2,873円
合 計	39,873円

議案第73号資料3

学校管理費における不適切な会計事務処理について

学校管理費における不適切な会計事務処理における私費払い及び延滞利息について下記のとおり措置する。

記

1 私費払い

元職員の私費払いに係る分については、民法上の事務管理に当たり、本市は元職員からの当該部分の請求に応じる義務があると判断した。元職員は既に本市に対して請求を行う意向を示しているので、正式な請求書の到来を待って全額の支弁を行う。

2 延滞利息

本市が負担したガス料金及び電話料の延滞利息については、元職員が、事務担当から外れたにもかかわらず意図的に事務処理を続け、結果、市の債務について支払期限内での支払を極めて困難にし、延滞利息を新たに発生させることとなったと事実を認定しており、このような不適切な処理を行った責任は端的に元職員にあるものと判断し、全額を元職員に請求する。